

# 債権者代位権、詐害行為取消権、債権譲渡/ 改正民法のポイント（４）

## Index

---

- 1 債権者代位権、詐害行為取消権、債権譲渡に関する改正
  - 2 債権者代位権
  - 3 詐害行為取消権
  - 4 債権譲渡
-

## 1 債権者代位権、詐害行為取消権、債権譲渡に関する改正

今回は、債権者代位権、詐害行為取消権、債権譲渡に係る改正について説明します。関係者が多くなるので、やや難しい点もありますが、債権回収の場面で大切になるので、改正のポイントを押さえておくようにしましょう。

### 2 債権者代位権

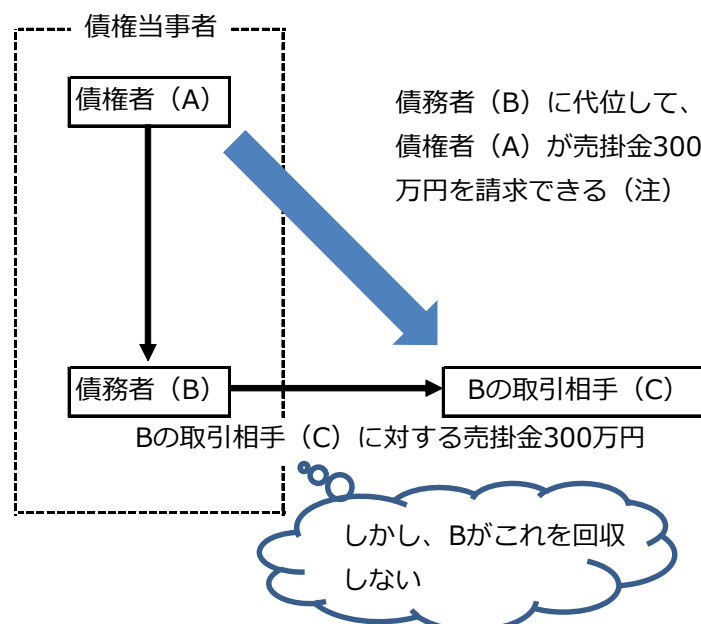
#### 1) 改正のポイント

「債権者代位権」とは、債権者が自己の債権について十分な弁済を受けるために、債務者が他人に対して持つ権利を代わって行使する権利のことをいいます。債権者代位権は、債権回収の方策の1つとして利用されます。

例えば、債権者(A)が債務者(B)に対して債権を持っており、債務者(B)が唯一の財産であるBの取引相手(C)に対する債権(売掛金300万円)を行使しないとします(注)。このとき、民法上の要件を満たせば、債権者(A)は債務者(B)に対する債権を回収するため、債務者(B)に代わってBの取引相手(C)に対する権利を行使できます。

(注) 同じ者でも「債権者」や「債務者」など、立場によって異なる場合がありますが、便宜上、以降では、「債権者(A)」など、図表の表記に基づいて記載しています。

(図表1) 【債権者代位権のイメージ】



(出所：監修者作成)

(注) 債務者 (B) の無資力等、民法上の要件を満たすことが必要です。

# サンプルレポート

本レポートは、サクセスネットで公開している  
ビジネスレポートの一部を公開したサンプルです。  
サクセスネットサイトにログインした後、全文を  
閲覧することができます。